



(Ref S17)

(ChatGPT への質問)

我々夫婦は、英國の不動産は共同所有 Joint Tenancy、銀行口座は Joint Account で所有しています。その場合の夫婦の一方が死亡した時の所有権の移動、相続税の取り扱いを教えて下さい。

(ChatGPT からの回答)

ご質問の前提、即ち英國不動産は Joint Tenancy、銀行口座は Joint Account で、所有権の移動と英國相続税の扱いを、以下に整理します。

1) 所有権の移動

不動産 (Joint Tenancy) は、Right of Survivorship により亡くなった方の持分は自動的に生存配偶者へ 100% 移転される。その場合、遺言の対象にならない・プロベート（検認）不要で、ランドレジストリーの名義更新だけで完結。

銀行口座 (Joint Account) は自動的に生存配偶者の単独口座として継続され、銀行は死亡証明書の提出を求めるのが一般的。これもプロベート不要。

ここまでが法的な名義・権利の移動です。

2) 英国相続税 (Inheritance Tax, IHT) の取り扱い

結論から言うと、実務上は不動産も銀行口座も IHT は発生しません。理由は配偶者控除 (Spouse Exemption) です。HMRC の考え方は、死亡により経済的価値が誰に移ったかで IHT を判定します。今回のケースは、移転先：配偶者、結果：配偶者控除により IHT はゼロ。

資産・税務上の扱い

不動産：死亡者の持分相当価値は計算上は遺産に含めるが、配偶者控除で課税ゼロ

銀行口座：死亡者の実質拠出分は遺産扱いだが、同様に課税ゼロ

課税対象に含まれるが、課税されないと理解が一番正確です。

3) 実務で重要な次の一手

配偶者控除で未使用の IHT 非課税枠

Nil Rate Band (£325,000)・Residence Nil Rate Band の未使用分は生存配偶者に繰り越し可能

つまり、二次相続時に最大で 2 倍使えると言う非常に重要なポイントがあります。

Joint Tenancy のままで良いか？

一次相続時：問題無し

二次相続時：100%が遺産

相続先のコントロールが重要（子・第三者など）

遺言による分配を柔軟にしたい、日本との二重課税を考慮したい場合は、生前に Tenancy in Common へ変更（Sever）を検討する事がお薦めです。

日本の相続税との関係

もしご夫婦のどちらかが日本居住・日本国籍をお持ちの場合、日本の相続税が課税対象になる可能性が有ります。英国では IHT ゼロでも、日本で申告・納税が必要なケース有り。この点は英國法と日本税法が異なる最大ポイントです。

4) まとめ

不動産：自動的に配偶者へ 100% 移転、IHT 無し

銀行口座：自動的に配偶者単独名義、IHT 無し

理由：配偶者控除

注意点：問題が出るのは二次相続時と日本税務